平成２１年（フ）第６０号
青森県八戸市大字鮫町字金屎45番地65、前住所青森県八戸市大字鮫町字下松苗場14番地76
破産者　島村　　勲
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
千葉県山武郡大網白里町駒込440番地８　大あみハイツＢ棟1215号
破産者　阿蘇　勝秋
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第３０９３号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目14番21号　クレインビル303号室、申立時の住所横浜市金沢区釜利谷南２丁目３番17号　マイキャッスル金沢文庫弐番館303号室
破産者　北村　慎吾
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０１号
横浜市南区日枝町５丁目127番地９　クレールセントラル902、開始決定時の住所横浜市南区永田みなみ台２番２―505号
破産者　西依　　誠
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９６号
横浜市西区浅間町３丁目238番地７、開始決定時の住所横浜市中区山手町12番地　トーカンマンション山手石川町206号室
破産者　潟沼　　潤
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４８号
東京都町田市常盤町3078番地
破産者　丹治　敏明
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６６号
横浜市緑区鴨居町2610番地５　石川方、開始決定時の住所横浜市神奈川区浦島町358番地ユニーブル神奈川新町202号
破産者　田村三和子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５４号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目６番11号
破産者　鷹野　　肇
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７号
岡山県倉敷市茶屋町1448番地９
破産者　中渕　達也
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第１５１号
山口県柳井市柳井3085番地11
破産者　河村　　徹
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第１５２号
山口県柳井市柳井3084番地５
破産者　河村　　正
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７号
山口県柳井市山根８番11号
破産者　遠﨑　茂樹
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２７号
熊本県上天草市松島町合津2205番１
破産者　齊藤　政春
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４２５号
山梨県南アルプス市上今井912番地
破産者　保坂　一幸
1　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
2　一般調査期日　平成22年５月31日午前10時30分
平成22年３月10日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９６４９号
大阪府高槻市唐崎中１丁目10番７号
破産者　西　　雅彦
1　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
2　一般調査期日　平成22年６月３日午後３時30分
平成22年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９号
岡山市東区宿毛404番地
破産者　近藤　教正
1　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
2　一般調査期日　平成22年５月20日午前11時20分
平成22年３月11日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８００号
大阪府泉南市樽井４丁目31番１号船野マンション101、前住所大阪府泉南市男里３丁目７番15号
破産者　出口　初芽
1　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
2　一般調査期日　平成22年５月25日午後１時30分
平成22年３月11日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１２５９号
京都市伏見区醍醐南西裏町10番地124
破産者　株式会社澤田組
1　破産債権の届出期間　平成22年４月20日まで
2　一般調査期日　平成22年６月９日午後１時30分
平成22年３月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係